

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	本庄妻沼線
供用開始の区間	熊谷市永井太田字西浦九九一番二番地先から 同市永井太田字高城一三九五番二地先まで
供用開始の期日	令和五年十一月十日
備考	令和五年十一月十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三八〇・〇〇メートル